

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月28日(火) 15時29分から16時43分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(15人・議席番号順)
 - 会長 木幡孝雄
 - 会長職務代理者 内野淳志
 - 委員 13人
4. 欠席委員 1人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について
 - 6 議案2 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 7 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 8 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 9 議案5 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 10 議案6 現況証明願について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	<p>(会長、挨拶の後)</p> <p>それでは只今から第24回農業委員会総会を開催します。</p> <p>本日出席委員は15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。2番、石川委員より欠席の届出がありました。</p> <p>議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。</p>
各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>本日の議事録署名委員に1番、菊池委員、3番、畠山委員を指名いたします。</p> <p>議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。</p>
各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>会期は本日1日限りといたします。</p> <p>議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>報告第1号、一般事務報告について説明します。</p> <p>(報告第1号について資料により報告)</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。</p>
各 委 員 議 長	<p>(なしの声あり)</p> <p>なしということで質疑意見を終了いたします。報告第1号については、報告済・承認とします。</p> <p>議事日程5番、議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について説明します。今月は1件です。</p> <p>1番、江部乙町 番、さんと さんの解約です。解約理由は、貸主の申出によるものです。所有者の相続人代表である さんの死亡による使用貸借の解約です。解約後は相続人代表の方と新規で貸借します。以上で説明を終わります。</p>

議 委 説 明 員	長 員 員	説明が終わりました。質疑意見を求めます。 代表は相続放棄をしていなかったか。 今回、亡くなった さんは亡くなった さんの相続人代表でした。ところが令和2年6月頃に亡くなり、 さんの相続について、子供が二人いますが二人とも相続を辞退しており、残った兄弟である 在住の さんに回ってきたものです。 さんは、 さんの時は相続放棄していましたが、今回していなかったことから相続人代表としてお願いすることになったものです。
議 各 議	長 委 員 長	他にございませんか。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。議案1号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 議	委 員 長	(異議なしの声あり) 議案第1号について、原案のとおり決定とします。
説 明 員	員	議事日程6番、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について審議を求めます。事務局に説明を求めます。 議案第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。今月は1件です。 1番、 町 番、 さんと さんの賃貸借の解約で、5条転用に伴う解約です。 本案件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 各 議	長 委 員 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。議案第2号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 議	委 員 長	(異議なしの声あり) 議案第2号について、原案のとおり決定とします。

<p>説明員</p>	<p>議事日程7番、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は所有権移転2件です。</p> <p>1番、江部乙町 番、地目「田」、面積660㎡、 さんから さんへの3条売買です。反当り90,000円、60,000円で売買します。遠隔地の相続農地処分のため近隣耕作者である さんに売買するものです。</p> <p>2番、江部乙町 番、地目「田」、面積5,648㎡、「畑」200㎡、 さんから さんへの3条売買です。反当り100,000円、564,800円で売買します。 さんがアスパラを耕作していましたが、亡くなり、農地の維持管理困難のため近隣耕作者である さんに売買するものです。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 各委員</p>	<p>説明が終わりました。質疑、意見を求めます。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長 各委員</p>	<p>質疑、意見を終了いたします。議案第3号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長 説明員</p>	<p>議案第3号については原案のとおり決定といたします。</p> <p>議事日程8番、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転8件となります。</p> <p>1番、2番については、地主が2人、買主が1社ということで議案は2件ですが件数は1件で処理します。</p> <p>1番、屯田町 番、現況「畑」、転用面積1,556㎡、2番、屯田町 番、現況「田」、転用面積1,786㎡、第2種中高層住居専用地域内です。譲渡人は さん、 さん、譲受人は さん、転用目的は太陽光発電設備の設置で、工期は備考欄のとおり、配置面積は記載のとおりです。なお、転用面積が3,000㎡以上となるため、北海道農業会議の審議案件</p>

となります。

3番、東町 番、転用面積 635 m²、第2種中高層住居専用地域内、現況「畑」、譲渡人は さん、譲受人は さん、転用目的は一般個人住宅の建築、工期は備考欄のとおり、配置面積は記載のとおりです。

4番、幸町 番、転用面積 321 m²、第1種層住居専用地域内、現況「雑種地」です。譲渡人は さん、譲受人は さん、転用目的は雪堆積場の造成、工期は備考欄のとおり、配置面積は記載のとおりです。

5番、朝日町 番、転用面積 397 m²、第1種低層住居専用地域内、現況「畑」、譲渡人は さん、譲受人は さん、転用目的は一般個人住宅の建築で、工期は備考欄のとおり、配置面積は記載のとおりです。

6番、東町 番、転用面積 3,278 m²、準工業区域内、現況「畑」、譲渡人は さん、譲受人は さん、転用目的は共同住宅の建築で、工期は備考欄のとおり、配置面積は記載のとおりです。なお、転用面積が 3,000 m²以上となるため、北海道農業会議の審議案件となります。

7番、流通団地 番、転用面積 322 m²、工業区域内、現況「畑」、譲渡人は さん、譲受人は さん、転用目的は資材置場の設置で、工期は備考欄のとおり、配置面積は記載のとおりです。

8番、北滝の川 番、転用面積合計 4,490 m²、農用地区域内で現況、「田」、貸付人は さん、借受人は さん、転用目的は 川総合流域防災工事により発生する土砂等の保管ということで一時転用となります。工期は備考欄のとおり、配置面積は記載のとおりです。なお、転用面積が 3,000 m²以上となるため、北海道農業会議の審議案件となります。

以上1番から7番までは市街化区域にある第3種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用規模も適正であり、必要な資金力もあり、農地を転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。

また、1番、2番、6番、8番については、転用面積が 3,000 m²以上となるため北海道農業会議へ諮問する審議案件となりますので、併せてご審議頂きますようお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第4号について、許可申請は許可
	相当とすることによろしいですか
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第4号については原案のとおり決定といたします。併せて1番、
	2番、6番、8番の案件については、北海道農業会議に諮問する旨よろ
	しくお願いいたします。
	まもなく午後4時になることから、農業委員会会議規則第7条により
	会議を延長します。
	議事日程9番、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地
	利用集積計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求めま
	す。
説 明 員	議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画
	の承認について説明いたします。今月は貸借権の設定が4件です。
	1番と2番は、JA たきかわ転貸満了により相対で引き続き耕作する
	ものです。
	1番、江部乙町 番、地目「田」、47,172 m ² 、 さんから さん、期
	間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。
	2番、江部乙町 番、地目「田」、14,637 m ² 、 さんから さん、期
	間は5年間、10a当りの賃借料は、11,500円です。
	3番と4番は、新規申請です。
	3番、江部乙町 番、地目「田」、27,573 m ² 、 さんから さん、期
	間は3年間、10a当りの賃借料は、6,500円です。 さんが耕作してい
	た農地ですが傷病・体調悪化により耕作できないことから近隣耕作者の
	さんが耕作します。
	4番、江部乙町 番、地目「田」、11,794.51 m ² 、 さんから さ
	ん、期間は3年間、10a当りの賃借料は、750円です。相続人の変更に
	伴い、使用貸借から貸貸借になったものです。これまで所有者不在だっ

	<p>た農地を相続人である さんをお願いして使用貸借していたのですが、令和2年6月頃死亡、相続人である子供2人は相続放棄、兄弟が残っていた さんに利用集積計画をお願いしました。10a 当り 750 円としていますが、総額 8,844 円、 さんが支払う1年分の固定資産税相当額です。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。議案第5号について、質疑、意見を求めます。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑意見を終了します。議案第5号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第5号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>議事日程10番、議案第6号、現況証明願について審議を求めます。</p>
説明員	<p>議案第5号、現況証明願について説明いたします。今月は2件です。</p> <p>1番、江部乙町 番、登記簿地目「宅地」、面積1,326㎡。所有者、さん、現況「畑」、さんより3条売買と併せて宅地を購入、家屋を取り壊し更地にして「農地」として利用しています。</p> <p>2番、江部乙町 番、登記簿地目「畑」、面積143㎡。所有者、さん、現況「宅地」、宅地と宅地の間の細長い用地で一部通路となっていることから「農地以外」として利用しています。備考欄にそれぞれ現地確認者を記載しています。以上、審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑意見を終了します。議案第6号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第6号については、原案のとおり決定いたします。</p> <p>本日の議案については、以上でございます。</p> <p>それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたら願</p>

<p>各 委 員 議 長 説 明 員 議 長</p>	<p>いたします。</p> <p>(各推薦委員から事務連絡あり)</p> <p>その他、事務局からお願いいたします。</p> <p>(行事日程について資料に基づき報告)</p> <p>第25回総会は7月28日14時からということで決定します。</p> <p>以上をもちまして、第24回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(16:43)</p>
--	--